

CALS/EC 資格制度 登録事務規則

(目 的)

第1条 CALS/EC 資格制度施行規程」(以下、「規程」という。)第 22 条に基づき、CALS/EC インストラクター(以下、「RCI」という。)及び CALS/EC エキスパート(以下、「RCE」という。)の登録について必要な事項を定める。

(登 録)

第2条 RCI 又は RCE となる資格を有する者が RCI 又は RCE となるには、規程第 13 条第 1 項及び第 22 条の定めるところにより、社団法人建設コンサルタント協会(以下、「協会」という。)に登録の申請を行い、協会に備える「RCI 登録簿」又は「RCE 登録簿」(以下、「登録簿」と総称する。)に登載されなければならない。

(登録の審査基準)

第3条 削除

(登録及び登録更新の申請)

第4条 登録又は登録の更新を受けようとする者は、社団法人 建設コンサルタント協会会長(以下、「会長」という。)に、次に掲げる事項を記載した RCI・RCE 登録申請書(別記様式第 1 号)を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び生年月日
 - (2) 現住所並びに本籍地(都道府県名のみ)
 - (3) CALS/EC 資格試験の合格年月日及び受験番号
 - (4) 合格した CALS/EC 資格試験の名称
 - (5) 所属する会社等の名称並びに所在地及び電話番号
 - (6) E-Mail アドレス
2. RCI・RCE 登録申請書は、所属する会社等の代表者の証明を受けたものでなければならない。ただし、個人の場合にあってはこの限りでない。
3. 第 1 項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 住民票の抄本(本籍を含まない)又は外国人登録原票記載事項証明書
 - (2) 登録証用写真(半身脱帽、縦 3 cm×横 2.5 cmの大きさで、申請日から 6 ヶ月以内に撮影したもの) 2 枚
 - (3) 合格証書が交付され 2 年以上経過した後に登録を受けようとする者、又は登録の更新を受けようとする者にあっては、別に定める登録更新講習等の継続教育の実績を証明できる資料
 - (4) 登録手数料振込領収書の写し
4. 登録の更新を受けようとする者にあっては、第 1 項の規定による登録申請書を原則として登録の有効期間満了日の属する年の 7 月 31 日までに提出しなければならない。ただし、登録申請書の受付開始日は、登録有効期間満了日の属する年の 7 月 1 日(当該日が土曜、日曜、祭日の場合は直

後の平日)とする。

5. 継続教育による評価により登録の更新を受けようとする者にあつては、別に定める CALS/EC 資格制度更新講習など継続教育取扱要領第 3 条による継続教育の記録申告書を、登録の有効期間満了日の属する年の 7 月 31 日までに提出しなければならない。ただし、継続教育の記録申告書の受付開始日は、登録の有効期間満了日の属する年の 7 月 1 日（当該日が土曜、日曜、祭日の場合は直後の平日）とする。
6. 第 4 条第 5 項の規定による継続教育の記録申告書に記載する活動実施期間は、登録してから登録有効期間満了日の属する年の 7 月 31 日までの期間とする。ただし、次の継続教育の記録申告書に記載する活動実施期間は登録の有効期間満了日の属する年の 7 月 31 日の翌日から 2 年間とする。

(登録の実施)

- 第5条 会長は、前条の規定による登録の申請があつた場合は、CALS/EC 資格制度施行規程第 17 条第 1 項に基づき管理委員会が定める CALS/EC 資格の登録を行う者の登録基準（以下、「登録基準」という。）に基づき審査を行わなければならない。
2. 審査の結果、登録を認められる者については、遅滞なく登録簿へ登載するものとする。
 3. 審査の結果、登録を認められない者については、遅滞なくその理由を付して当該申請者に通知しなければならない。

(更新手続きの例外)

- 第6条 登録基準第 2 第 2 項に基づく申請に必要な書類は次のとおりとする。
- (1) 更新講習を受講できなかった理由を証明できるもの
 - ア 事故又は病気の場合は、医師の診断書（1 通）
 - イ 海外出張の場合は、所属する会社等の代表者が発行した証明書（1 通）
 - (2) 登録更新後 1 年以内に実施される更新講習の受講とその修了証書の写しで、講習終了後 30 日以内に会長宛提出されたもの。

(登録簿に登載する事項)

- 第7条 規程第 13 条第 2 項に定める登録簿には、次の事項に登載するものとする。
- (1) 氏名及び生年月日
 - (2) 現住所並びに本籍地（都道府県名のみ）
 - (3) CALS/EC 資格試験の合格年月日及び受験番号
 - (4) 合格した CALS/EC 資格試験の名称
 - (5) 所属する会社等の名称並びに所在地及び電話番号
 - (6) RCI 又は RCE 登録番号及び登録年月日
 - (7) RCI 又は RCE 登録の有効期間
 - (8) 写真
 - (9) E-mail アドレス

(登録証及び携帯登録証の交付)

- 第8条 会長は、第 5 条第 2 項により RCI 又は RCE の登録をしたときは、RCI・RCE 登録申請書

を提出した者に、それぞれ RCI 登録証又は RCE 登録証（以下、「登録証」と総称する。）及び携帯登録証を交付する。

(1) 登録証に記載する事項

- ア 氏名及び生年月日
- イ 登録の年月日及び登録番号
- ウ 合格した CALS/EC 資格試験の名称
- エ 有効期限

(2) 携帯登録証に記載する事項

- ア 氏名及び生年月日
- イ 登録番号
- ウ 合格した CALS/EC 資格試験の名称
- エ 所属する会社等の名称
- オ 有効期限
- カ 写真

2. 登録証又は携帯登録証を汚損又は紛失した場合は、協会に届け出るとともに遅滞なく登録証又は携帯登録証再交付申請書（別記様式第 2 号）と写真（半身脱帽、縦 3 cm×横 2.5 cmの大きさで、申請日から 6 ヶ月以内に撮影したもの）1 枚及び再交付手数料を添えて、会長に申請しなければならない。
3. 会長は、前項の規定による申請があった場合は、第 8 条第 1 項に規定する登録証又は携帯登録証を再交付するものとする。

（登録申請書等の提出及び受付）

第9条 登録申請書等の提出は、下記によるものとする。

2. 登録申請書等は、書留郵便（封筒（角 2））に關係書類を同封）あるいは協会へ直接持参する方法により提出しなければならない。

（登録の有効期間）

第10条 削除

（登録証明書 of 交付）

第11条 会長は、規程第 13 条第 2 項に定める登録簿の内容に合致する RCI・RCE 登録証明願を提出した者に対し、RCI・RCE 登録証明書を交付する。この場合の手数料は徴収しないものとする。

（登録事項の変更の届出等）

第12条 RCI 又は RCE は、第 7 条に掲げる事項に変更があったときは、2 週間以内に変更届出書（別

記様式第 3 号）を会長に提出しなければならない。

2. 前項のうち、第 7 条第 1 項の第 1 号に変更が生じた場合は登録証及び携帯登録証を、第 7 条第 1 項第 5 号に変更が生じた場合は携帯登録証を添えて、変更届出書を提出しなければならない。
3. 会長は、第 1 項の規定による届出があった場合は、第 7 条に定める登録簿記載事項の該当する箇

所を訂正し、第 2 項に該当する場合は、第 8 条第 1 項に規定する登録証又は携帯登録証を新たに交付するものとする。この場合の手数料は、徴収しないものとする。

(登録の抹消)

第13条 会長は、登録基準第 4 に該当する者について、登録簿から抹消しなければならない。

2. 前項の規定により登録を抹消したときは、遅滞なくその理由を付して当該人に通知しなければならない。
3. 前項の規定による通知を受けた者は、遅滞なく登録証及び携帯登録証を会長に返納しなければならない。

(登録簿等の閲覧等)

第14条 会長は、国、地方公共団体等の書面による要請に応じて登録者リストを提供することができる。この場合、当該状況を JACIC 理事長に報告しなければならない。また、会長は、登録者の文書による同意と申告を得た上で、登録者から申告された内容を公開することができる。

(登録等の手数料)

第15条 規程第 19 条に定める登録手数料は、次のとおりとする。

- (1) 新規登録及び更新登録手数料（登録証及び携帯登録証の交付を含む）
金 10,000 円
- (2) 登録証又は携帯登録証の再発行手数料
金 5,000 円

(その他)

第16条 本規則に定めない事項及び疑義を生じた事項については、会長は管理委員会に諮って処理するものとする。

(附 則)

この規則は、平成 13 年 6 月 25 日から施行する。

この規則は、平成 14 年 12 月 11 日から施行する。

この規則は、平成 15 年 3 月 7 日から施行する。

この規則は、平成 16 年 3 月 9 日から施行する。

この規則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。